

GM1383

6

※総第 081945号001公館宛 GM1383-02

平成 3 年 8 月 14 日 14 時 31 分 23 秒 受付

電 信 案

大至急

電信課長

大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長主管 アジア局長
審 議 官
参 事 官
北東アジア課長
地域調整
首席事務官※発着係 1 2
起 案
平成 3 年 8 月 14 日
起案者 電話番号
菊池 2416

協議先

秘密指定解除
公文書監理室

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇五)

在 韓 国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者支援			
主管・文書記号 ア 北	※電番 第1284号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
※ 08194507 大至急 KANKOKU F電			
GB 1	外 務 省	回覧番号	

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第3114号に関し、

1. 韓国側の口上書を先に発出する場合に、その中で本年度17億円の支出を韓国側から希望するのは本件の経緯にそぐわないとの韓国側の考えは我が方としても理解できる。従って、日本側からまず口上書を発出し、その中で本年度17億円を在韓被爆者支援のために拠出する用意がある旨言及し、それを受けて発出する韓国側の口上書で17億円を受領する旨言及するという方法が適切であると思われる。

2. この方法によった場合、本口上書の交換が本年度の予算執行のために行われるという趣旨が明確になり、韓国側の口上書において本年度の拠出に直接は関係のない「総額40億円程度」と言う語に言及することは必ずしも必要がないと思われる。韓国側の口上書は韓国側で作成するという考えは十分に理解できるが、平成元年度、二年度の4200万円の拠出の際には単年度毎の口上書の交換と言う方法により、何ら問題なく拠出した経緯もあり、今回もこの方法を踏襲したいと言うのが我が方の考えであり、以上の点について韓国側の理解を得て先方口上書に反映される必要があると思料~~する~~る。

3. 尚、先方が国内事情等によりどうしても^{先方}~~本年度~~の口上書において「総額40億円程度」との語に言及したいと固執した場合には、「海部^{外務}総理が~~高田~~表明した総額40億円程度のうち、本年度拠出分の17億円を除いた残りの分を出来るだけ早期に拠出することを希望する」旨を言及することは止むを得ないと思われる。

4. ついては、以上の考え方につき、然るべく説明方申し入れ、結果~~決~~次回電願いたい。

(了)